

知多市物品等電子調達試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市及び知多市水道事業（以下「市等」という。）が、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）に準じて、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買入れ、借入れ、役務の提供等に係る調達の試行のための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、インターネットを利用して入札参加資格申請、電子入札等を行うものの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造、販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理するものをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理するものをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができるものをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して執行する入札手続をいう。
- (6) 紙入札 電子入札によらず書面により執行する入札をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (8) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証書

及び商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、市等へ入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 執行担当者 発注機関において、電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(12) 発注者 市等の長をいう。

（電子入札の対象）

第3条 電子入札の対象となる契約方式は、次に掲げるものとする。ただし、発注者が電子入札に付することが適当でないと認めるものは、この限りでない。

(1) 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）

(2) 指名競争入札（総合評価指名競争入札を除く。）

(3) 随意契約（オープンカウンタに限る。）

（電子入札システムを利用できる者）

第4条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更を要しない。

（ICカードの登録）

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカード

が失効したとき又はＩＣカードを更新したときは、次に掲げる方法により、ＩＣカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのＩＣカードが失効したとき 新たに取得したＩＣカードにより再度ＩＣカードの登録を行う。

(2) ＩＣカードを更新したとき 登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いてＩＣカードの更新の登録を行う。

(ＩＣカードの名義人)

第6条 ＩＣカードの名義人は、市等の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から市等の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者とする。

2 ＩＣカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のＩＣカードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとする等、ＩＣカードを不正に使用した場合、発注者は、当該電子入札参加者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録)

第7条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）に当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子入札システムにより申請期間内に発注者へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第9条 発注者は、一般競争入札に参加しようとする者から前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）を電子入札システム

により当該一般競争入札に参加しようとする者に送信するものとする。

- 2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

第10条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書（第3号様式）を電子入札システムによりその指名する者に送信するものとする。

- 2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第11条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第21条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に発注者へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付することに代えて、電子入札システムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時まで紙入札参加承認願（第4号様式。以下「承認願」という。）により発注者の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により承認願の提出があつた場合は、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合

- (2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと発注者が認めた場合

- 3 発注者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書（第5号様式）により、承認しない場合は紙入札不承認通知書（第6号様式）により不承認の理由を明ら

かにして、それぞれ通知しなければならない。

- 4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、当該電子入札案件においては、電子入札システムによる手続をすることができない。ただし、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は、有効なものとして取り扱う。

（紙入札の取扱い）

第13条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書及び紙入札書（第7号様式）の提出場所及び提出方法については、案件ごとに発注者が指示するものとする。

- 2 書面による競争入札参加資格確認申請書及び紙入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

（入札の辞退）

第14条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者へ辞退届（第8号様式。第21条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届（第9号様式））を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。

- 2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

（入札の中止）

第15条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

- 2 前項の規定により入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

（開札予定日時等の変更）

第16条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書（第10号様式）を送信するものとする。

(開札)

第17条 開札は、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札がある場合、執行担当者は、入札価格及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。
- 3 前項に規定する入力、紙入札書の受付順に行うものとする。
- 4 第2項の場合において、紙入札をした者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第19条 落札者を決定した場合は、発注者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札者決定通知書(第11号様式)を送信するものとする。

(保留の通知)

第20条 発注者は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書(第12号様式)を送信するものとする。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内にないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。)は、再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書(第13号様式)を入札参加者に送信するものとする。
- 3 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第22条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書(第14号様式)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第23条 紙入札参加者に対する第16条、第19条、第20条、第21条第2項及び前条の通知は、書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第24条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、知多市の入札及び契約事務に係る公表に関する事務処理要領の定めに従い、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第25条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管しなければならない。

(電子ファイルの提出)

第26条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIP形式に限るものとする。自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存に使用するファイル形式は、別表のとおりとする。

4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最

新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

5 執行担当者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。

6 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第27条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札

(2) 電子署名等のない電子入札

(3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った電子入札

(4) 同一案件において、紙入札による入札書の提出があった電子入札

(障害時等の対応)

第28条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断したときは、電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

2 前項の規定により紙入札へ変更する場合は、執行担当者は、全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(第15号様式)により通知するものとする。

(1) 入札方法を紙入札に変更したこと。

(2) 既に完了している電子入札システムによる手続は、有効なものとして取り扱うこ

と。

(3) 既に送信された入札書は、無効とすること。

(4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

(5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(優先順位)

第29条 この要領の規定は、電子入札において知多市建設工事関係等入札者心得書

(以下「入札者心得書」という。)に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、入札者心得書の規定を適用する。

(委任)

第30条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第26条関係）

アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word97以降2003以前のバージョンで作成したWord文書ファイル又はMicrosoft Word2007で作成し「Word97-2003文書」形式で保存したファイル
Microsoft Excel	Microsoft Excel97以降2003以前のバージョンで作成したExcelブック又はMicrosoft Excel2007で作成し「Excel97-2003ブック」形式で保存したファイル
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・テキストファイル（TXT*又はCSV*形式） ・PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの） ・画像ファイル（JPEG又はGIF形式） ・その他発注者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

注1 TXT形式は、Windows付属のメモ帳により開封できるものに限る。

2 CSV形式は、Microsoft Excelで開封できるものに限る。